

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【公開番号】特開2017-211675(P2017-211675A)

【公開日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2017-046

【出願番号】特願2017-164482(P2017-164482)

【国際特許分類】

G 0 2 C 7/04 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 7/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月6日(2017.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象の眼に対してコンタクトレンズを適合させるためのシステムであって、前記システムは、

前記眼の最平坦角膜経線における曲率半径を決定するための手段と、

前記眼の最平坦角膜経線における曲率から2.0ジオプタ～6.0ジオプタだけ変動する曲率を伴う視覚ゾーンを有するコンタクトレンズであって、前記コンタクトレンズが前記眼につけられたときに、直径が0.5mmよりも大きい気泡が前記コンタクトレンズと前記眼との間に形成されることが防止される、コンタクトレンズとを含む、システム。

【請求項2】

前記コンタクトレンズは、前記眼の最平坦角膜経線における曲率よりも2.0ジオプタ～6.0ジオプタだけ大きい曲率を伴う視覚ゾーンを有する、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記コンタクトレンズは、前記眼の最平坦角膜経線における曲率よりも2.0ジオプタ～6.0ジオプタだけ小さい曲率を伴う視覚ゾーンを有する、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記コンタクトレンズは、前記眼の最平坦角膜経線における曲率から3.5ジオプタ～5.5ジオプタだけ変動する曲率を伴う視覚ゾーンを有する、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記システムは、老視、コンピュータ視覚症候群(CVS)、不十分な遠近調節から成る群から選択される眼科的状態を治療するためのものである、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記システムは、前記コンタクトレンズが前記眼につけられたときに、前記コンタクトレンズと前記眼との間に適用可能な治療薬をさらに含む、請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

前記治療薬は、ヒアルロニダーゼ、コンドロイチナーゼA B C、コンドロイチナーゼA C、エンドB - ガラクトシダーゼ、ストロメライシン、細菌性コラゲナーゼ、間質性コラゲナーゼ、ゼラチナーゼから成る群から選択される1つ以上の軟化剤を含む、請求項6に記載のシステム。

【請求項8】

前記1つ以上の軟化剤は、ヒアルロニダーゼおよび細菌性コラゲナーゼを含む、請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記1つ以上の軟化剤は、1~10 U S P単位 / mLのヒアルロニダーゼと5~15 U S P単位 / mLの細菌性コラゲナーゼとを含む、請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

コンタクトレンズであって、前記コンタクトレンズは、
7.0 mm ~ 9.0 mmの視覚ゾーン直径と7.0 mm ~ 10.0 mmの曲率半径とを
有する視覚ゾーンと、

前記視覚ゾーンを包囲する内周領域であって、前記内周領域は、前記視覚ゾーンの曲率半径よりも0.5 mm ~ 1.5 mm大きい曲率半径を有し、前記コンタクトレンズは、眼の角膜の上に配置されるように構成されており、前記コンタクトレンズが前記眼につけられたときに、直径が0.5 mmよりも大きい気泡が前記コンタクトレンズと前記眼との間に形成されることが防止される、内周領域と
を含む、コンタクトレンズ。

【請求項11】

眼科的状態を治療するためのシステムであって、前記システムは、
請求項10に記載のコンタクトレンズと、
前記眼科的状態に罹患している対象の眼、または、前記眼科的状態に罹患している可能性が高い対象の眼に適用可能な1つ以上の角膜軟化剤と
を含む、システム。

【請求項12】

前記コンタクトレンズは、前記眼の最平坦角膜経線における曲率よりも2.0ジオプタ ~ 6.0ジオプタだけ大きい曲率を伴う視覚ゾーンを有する、請求項11に記載のシステム。

【請求項13】

前記コンタクトレンズは、前記眼の最平坦角膜経線における曲率よりも2.0ジオプタ ~ 6.0ジオプタだけ小さい曲率を伴う視覚ゾーンを有する、請求項11に記載のシステム。

【請求項14】

前記コンタクトレンズは、前記眼の最平坦角膜経線における曲率から3.5ジオプタ ~ 5.5ジオプタだけ変動する曲率を伴う視覚ゾーンを有する、請求項11に記載のシステム。

【請求項15】

前記システムは、老視、コンピュータ視覚症候群(CVS)、不十分な遠近調節から成る群から選択される眼科的状態を治療するためのものである、請求項11に記載のシステム。

【請求項16】

前記システムは、前記コンタクトレンズが前記眼につけられたときに、前記コンタクトレンズと前記眼との間に適用可能な治療薬をさらに含む、請求項11に記載のシステム。

【請求項17】

前記治療薬は、ヒアルロニダーゼ、コンドロイチナーゼA B C、コンドロイチナーゼA C、エンドB - ガラクトシダーゼ、ストロメライシン、細菌性コラゲナーゼ、間質性コラゲナーゼ、ゼラチナーゼから成る群から選択される1つ以上の軟化剤を含む、請求項16に記載のシステム。

【請求項 1 8】

前記 1 つ以上の軟化剤は、ヒアルロニダーゼおよび細菌性コラゲナーゼを含む、請求項 1 7 に記載のシステム。

【請求項 1 9】

前記 1 つ以上の軟化剤は、1 ~ 1 0 U S P 単位 / m L のヒアルロニダーゼと 5 ~ 1 5 U S P 単位 / m L の細菌性コラゲナーゼとを含む、請求項 1 8 に記載のシステム。